鳥坂寺跡整備検討委員会 会議録

◆第8回会議(2016年3月18日)

時間…14:00~15:40

場所…柏原市立歴史資料館 3階 研修室

1. 開議

教育長挨拶

2. 事務局報告

鳥坂寺跡の史跡指定範囲のうち、金堂・講堂跡地区の南東部にあたる大字高井田 100 の一部、120-3 の公有地化について、現在、議会に上程している。

本年度、教育部次長兼文化財課長として、藤田が着任した。

今回の会議では、庁内の関係部署として、まちづくりデザイン部(都市計画課)、都市整備部(公園緑地課)の職員2名が事務局に加わっている。

- 3. 議事(○…委員からの意見・質疑、▲…事務局の回答)
 - 1) 鳥坂寺跡の保存管理計画ついて
 - a 保存管理計画案の報告

【事務局から説明】

- ○金堂・講堂跡地区の東側中央部付近に三角形状の切り込みのような箇所があるが、 それは何か。
- ▲水路が集まり升状になっているため史跡範囲から外している。
- ○今後のスケジュールについてはどう予定しているのか。
- ▲平成28年度に、文化庁にこれまでの経過を説明し、助言を仰ぐとともに、会議 への出席を依頼する。
- b 全体の構成について

【事務局から説明】

- ○計画案の「第2章 史跡鳥坂寺跡の概要-第4節 史跡地の現況-(3)土地利用」について、今回提示している「史跡の地区区分と土地所有状況図」と同様に、色分けし図示すべき。
- ▲同様の図を作成する。
- ○「同(5)周辺環境と開発の現状」に関連して、鳥坂寺跡周辺の道路計画の予 定はどうか。

- ▲サンヒル柏原建設時に、周辺道路の計画があったが、現在見直しがされ、都市 計画道路は廃止された。
- ○「第4章 整備活用-第1節 整備計画」について、史跡の土地公有化の動きがあるようだが、実際の整備計画に至るまで、長い時間を要することが予想される。 そのため、暫定的な整備・措置が遺跡を保護する上で重要となってくる。危険箇所の明示や、鳥坂寺跡の周知を図るための暫定的な整備や管理の方針を盛り込むべき。
- ○周辺の民地との境界や遺跡範囲の明示のほか、駅からのルートもわかるよう整備 を進める必要がある。
- ○高井田駅前にライオンズクラブによる周辺文化財の案内板があるが、鳥坂寺跡が 明示されていない。新たに看板を設置できないか。
- ▲管理、整備の方針を検討の上、内容を盛り込む。
- ○サンヒル柏原の管理者が変更になったと聞いているが、どういう状況か。
- ▲昨年10月に指定管理者が変更となった。民営化はされているものの、鳥坂寺跡 に対する重要性の認識は変わっていない。
- ○戦前に鴟尾が出土した地点に石碑が建っていると聞いているが、その地点はど こか。
- ▲金堂・講堂跡地区の南側にあり、現在公有地化が検討されている範囲外にある。
- c 「第3章 保存管理」、特に現状変更取扱基準等について

【事務局から説明】

- ○塔跡にある天湯川田神社本殿に向かって右側の小社の台座に、塔礎石が使われているが、将来、社が改築される際などに、その礎石を塔跡に戻すことはできないか。また、史跡指定地内にある鉄塔などの物件について、リスト化するだけでなく、現状で利用されているもの、撤去しても特段問題ないものといった、詳細なデータを記載した方が、今後の判断材料としやすい。
- 塔跡へ登る階段の途中に分かれ道があり、その先に広場のようなものがあるが、 そこも公園として利用されているのか。
- ▲公園として利用され、遊具が設置されている。現在は、樹木が茂っており薄暗 く、利用は少ない。
- ○児童遊具は工作物または建築物になるが、取扱方針に従うと、老朽化が進み撤去した場合、新設は難しくなる。
- ○高井田地区内で、児童公園の機能を別の場所に移せるならば、僧房・食堂跡地 区は史跡公園として整備するということは可能か。
- ▲高井田第2号公園は、都市計画法で設置された公園であるため、文化財保護法 にある現状変更の取扱いとの兼ね合いについては検討する。
- ▲児童遊具を含めて、施設の管理、撤去について、庁内の関係部署のほか、文化庁、

大阪府と協議する。

- ○「史跡指定地の地区別現状変更取扱方針と基準」について、金堂・講堂跡地区の「その他」に「日常的な農作業や販売用植木の移植など生業の維持に係る行為は現状変更に当たらないものとする。」とあるが、やや広範な表現となっているので、「遺構の破壊に及ばない日常的な耕作や販売用植木の移植に係る行為は現状変更に当たらないものとする。」など具体的な表現の方がよい。
- ○金堂・講堂跡地区と塔跡地区にある「公有化」について、「公有化に留意する。」 とあるが、「公有化に向けて調整を図る」など、積極的な姿勢を明記すべき。
- ○公有地化について、「第5章 保存管理の運営及び体制整備-第1節 保存管理の 運営に関する基本方針」のなかに盛り込まれているが、「第3章 保存管理」に、 公有地化に関する節を設けて記載した方がよい。
- ○講堂跡の北側は、遺構があまりないとみられるため、史跡の追加指定は難しい と思うが、将来的にそこまで公園の範囲が広がれば、鳥坂寺跡の有効活用につ ながる。
- ○史跡指定範囲外にあたる金堂・講堂跡地区の北側・南側のエリアについて、発掘調査を進めるという方針を明確にすべき。
- ○鳥坂寺跡と直接関係はないが、「河内六寺」のひとつとされている平野廃寺について、この遺跡を「三宅寺跡」とする根拠は乏しい。見学者に勘違いをさせるような表現は避けるべき。
- ▲比定地の表現について、誤解のないよう検討する。

2) 平成 28・29 年度の委員委嘱について

【事務局から説明】

○今後ともよろしくお願いする。

4. 閉議